

石原エスレル10 (エテホン液剤)

登録番号: 第13039号

適用拡大の概要

<作物名の追加>

作物名「シクラメン」を追加する。

(**下線部**が変更点)

作物名	使用目的	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エテホンを含む農薬の総使用回数
<u>シクラメン</u>	開花抑制	500倍	4ml/株	花芽発達期 但し、初回散布以降は 20～21日間隔をあける	3回以内	茎葉 全面散布	3回以内

<使用上の注意事項の変更・追加> 以下を追加する。

シクラメンに使用する場合

- (1) シクラメンの生育が不良な株に用いた場合、生育抑制あるいは開花数が減少することがあるため、使用しないこと。
- (2) 本剤の最終散布日は7月下旬～8月下旬とする。
- (3) 処理時期が遅れると出荷時の開花数が減少するおそれがあるため、最終散布は出荷を希望する90～120日前を目安とする。ただし地域及び品種によって処理適期が異なるので、十分注意して使用すること。
- (4) 薬剤処理後、一時的に枯死葉、黄化葉、あるいは花卉の緑化が認められることがあるが、その後回復し品質には問題はない。
- (5) シクラメンに本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬効・薬害を十分確認してから使用すること。また、使用に際しては必ず病害虫防除所等関係機関の指導を受けること。